

「えるぼし」認定通知書交付式を行いました！

えるぼし認定とは、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主が、一定の要件を満たした場合に申請を行うことにより、「女性の活躍推進企業」であることの認定を受けることができます。

【令和2年度・第3回】

令和2年12月10日（木）、千葉労働局にて女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主（えるぼし）認定通知書を交付しました。

【認定企業】

◎株式会社三井化学分析センター（代表取締役社長 飯田 司）

令和2年10月30日認定



↑左から 雇用環境・均等長 荒井直子、株式会社三井化学分析センター 常務取締役 青木伸一様、同社 企画管理部 管理G 片山由里枝様、同社 企画管理部 管理G 小原博美様、千葉労働局長 友藤智朗、総務部長 坂根 登

